

青梅市議会会議規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

提出者 議会運営委員長 島 崎 実

(説明)

議会の会議において、タブレット型端末機等の情報通信機器を使用するに当たって、所要の規定の整備等を行いたいので、この議案を提出いたします。

青梅市議会会議規則等の一部を改正する規則

(青梅市議会会議規則の一部改正)

第1条 青梅市議会会議規則(昭和45年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第63条の次に次の1条を加える。

(質問の回数)

第63条の2 質問は、同一議員につき、同一質問事項について4回(併用制(一括して質問および答弁を行った後、再質問から一問一答で行う方法をいう。))で行う場合は、再質問の回数を通告件名ごとに3回)を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第79条中「、印刷して」を削る。

第149条の次に次の1条を加える。

(情報通信機器の使用)

第149条の2 何人も、会議中は、情報通信機器を使用してはならな

い。ただし、議員、市長その他の関係機関が、議事に必要な範囲で、議長が指定する情報通信機器を使用する場合はこの限りでない。

第150条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「の印刷物」を削る。

(青梅市議会傍聴規則の一部改正)

第2条 青梅市議会傍聴規則(昭和45年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報通信機器を使用しないこと。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。